

平成24年8月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

平成24年8月29日（水） 午後1時30分～午後4時00分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市内保町2490-1 長浜市役所浅井支所2階）

3. 出席委員

委員長 梅本伸子
委員 松嶋孝雄
委員 前田敏一
委員 桐山恵行
委員 北川貢造（教育長）

4. 欠席委員

なし

5. 出席事務局職員

理事	勝木俊次
教育指導課長	北居丈範
すこやか教育推進課参事	沢田浩臣
理事兼幼児課長	金森毅
教育センター所長	勝城弘志
長浜城歴史博物館長	片山勝
文化財保護センター副参事	黒坂秀樹
長浜図書館長	西橋義仁
理事兼長浜学校給食センター所長	田中良和
生涯学習・文化スポーツ課長	中川順博
教育総務課副参事	平塚崇之
教育総務課主査	隼瀬愛
教育センター室長	上野隆史
教育総務課副参事	内藤正晴

6. 傍聴者
1名

Ⅱ. 会議次第

1. 開 会
2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認
7月定例会

日程第3 議案審議

議案第35号 長浜市幼児教育における特別支援検討委員会設置要綱の制定について

議案第36号 長浜市保育所入所選考委員会設置要綱の制定について

議案第37号 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告書の作成について

日程第4 協議・報告事項

(1) 平成24年度一般会計補正予算(第3号)について

(2) いじめ問題についての取組みについて

(3) 全国学力状況調査の結果について

(4) 県教育長との懇談会について(結果)

(5) 平成24年度職員採用試験(保育士職・幼稚園教諭職)について

日程第5 その他

3. 閉 会

Ⅲ. 議事の概要

1. 開 会

委員長より長浜市教育委員会会議規則に基づき、傍聴の申請に対し許可する発言があった後、開会宣言があった。

2. 会議録署名委員指名

桐山恵行委員、前田敏一委員

3. 会議録の承認

7月定例会

特に指摘事項はなく、7月定例会会議録は承認された。

4. 議案審議

議案第35号 長浜市幼児教育における特別支援検討委員会設置要綱の制定について

委員長は事務局へ説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

桐山委員：この要綱は新設するものなのか、保育園・幼稚園それぞれに要綱があり幼児課になったため統一されるものなのか。

幼児課長：特別支援の検討は、これまで幼稚園は幼稚園、保育園は保育園のやり方で行っていましたが、就学前の子どもさんは一緒ですので同一の体制で検討していくため一つにまとめて新たに制定するものです。

教育長：要綱そのものはあったのか。

幼児課長：いえ、実施はしてはしましたが、これまで要綱までは整備されていません

で

した。
教育長：補足ですが、小学生からは特別支援学校や小中学校の特別支援学級という教育の場所がありますが、就学前の子ども達にはそれを受ける場所がありませんので、いわゆる身体しょうがいのお子さんや特別支援のお子さんを幼稚園や保育所で全部引き受けておりますが、非常に多様化していますし、明確な組織の要綱をこのようにして打ち立てていこうというものであります。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり議決された。

議案第36号 長浜市保育所入所選考委員会設置要綱の制定について

委員長は事務局へ説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

教育長：提出理由の中に、「近年保育所への入所の要件である保育に欠ける内容が多様化しており」とありますが、入所の要件の多様化とは具体的にどのようなことか。

幼児課長：まず保育園に入るための入所の条件といいますのは、保護者の方が就労であること、つまり昼間お子さんを家で保育することが不可能であるということがまず第1の条件です。祖父母の方と同世帯の方につきましても、祖父母の方にみていただきたいということで同居の場合は基準の対象外となります。ただ同じ敷地内に母屋と隠居を建てられて別世帯ということになりますと今のところ別世帯として選考の対象になってはいますが、一番大きな検討の課題としましては就労の有無しであります。定員に対しまして入所希望者数が多い場合、何人かお断りする中の同じ条件の方でどの人を優先するかについていつも苦慮しております。また目いっぱい持っていますと転入等に対しまして、家児相から保育所にすぐ入れてほしいとご意見があります。こうした選考についてはこれまで職員だけで行っていたのですが、その選考した内容について再度ご意見をいただくため、委員会を設置させていただきたいと考えるものです。

教育長：多様化しているということをもう少しわかりやすく説明して頂けるか。また厳しい判断が求められるのはなぜか。

幼児課長：就労につきましても会社にお勤めですと就労証明がすぐ発行できますが、自営の方ですと自営の経営状況等の報告も増えてまいりますし、今ほど申し上げました要対協（要保護児童対策地域協議会）、つまり保護をしなければならないケースも増えていきます。またお子さんや保護者の方の病気が有る無し、お家で介護されているとかいう条件等も日々増加している状況であります。全て点数制にさせていただいておりますので、就労の条件であったり、自営であったり、病気の有無、介護の有無、要対協の有無等を最終トータルして点数を出していきます。それであぶれた方につきましては、今は第3希望までお聞きしておりますので、第2希望第3希望されている園への入園をお願いすることになります。

松嶋委員：第2希望、第3希望とはどういったことか。

幼児課長：第1希望でA保育園を希望されていて、定員がいっぱいであったら、B保育園でもいいですよ、C保育園でもいいですよというふうに第3希望までお聞きしているのですが、第2希望や第3希望でもいいとっていただくことは非常に難しくなっています。第1希望のところでないということがありますので、その辺で待機にするのか第2、第3を勧めるのか、その検討もお願いしていきたいと考えております。

教育長：待機児童数は何人くらいか。

幼児課長：4月現在で30名待機児童がおります。

教育長：それは増加傾向にあるのか、減少傾向にあるのか。

幼児課長：現在民営化を進めましたので、昨年4月は42名でしたが今年4月は30名になっております。ただ途中で入園希望を出される方もおられますので4月以降、月々としては今まだ増える状況ではありますが、去年の比率でいきますと12名減少しております。待機児童につきましても、第2希望も第3希望も駄目という方も含めて待機児童ですので、オール長浜で言いますと入園者数より定数の方が大きくなっております。ご無理を言って第2希望第3希望に入らせていただくのであれば、もっと待機児童は減っていくと考えております。

桐山委員：両親の就労が第1条件ということで、母親が家にいる場合は無条件でダメということか。この辺ではそうでないかもしれないが、どこかから転入してきて父親は働きに出ていて母親と二人だけで生活し外との接触のないケースの場合、むしろ逆に保育園に入れていろんな子と交わせる、母親は子育てばかりに集中して病んだりするケースもあると聞くので、この辺はどうかわからないが、保育にかけるのに両親の就労が第1条件というのを絶対にするというのはどうなのかなと思うが、どうか。

幼児課長：全ての希望者の方に入らせていただけるのならその枠は掃っていきいたいと思うのですが。

桐山委員：たとえば祖父母が近くにいて別居の場合、両親が働いていたら入所できる

というのであれば、近くに祖父母がいてみられるのであれば、そちらの方よりもそういう今のケースの方を優先させてあげてもいいような気がするのだが、そのようなことも踏まえてこの委員会で選考したらいいと思うのですが。両親の就労が第1条件で絶対というのはどうなのかと思うが、どうか。

幼児課長：一定の基準として何か決めさせていただかないと待機ができるということで基準を設けてさせていただいております。転入者等でお母さんがこういう状況で仕事を探しているという要件付きであればお預かりするということはしております。一方、就労の予定のない方につきましては、行政が行っております子育て支援などのサービスを提供するということが窓口で説明させていただいております。ご家庭でお子さんを育てながら地域の方々とお話をしたり、子どものグループを作っていきたいという方につきましては、子育て支援センターのシステムを紹介するということをしております。

桐山委員：多様化しているという中にそういうケースがあるのではないかと。その辺も含めてここで選考していただけないかと思う。

前田委員：子どもを連れて、ある処に皆が集まって結構いい雰囲気です。

松嶋委員：保育園に限らずそういう場合は幼稚園においても対応できるのではないかと。

幼児課長：幼稚園は申込みがあれば必ず受けることになってはいますが、保育園は市が選考するシステムになっております。

松嶋委員：今の例なら幼稚園で対応できそうに思うが。

幼児課長：はい、3歳以上であれば保育にかかる条件にひかからなければ幼稚園を勧めさせていただくこととなります。保育園に関してはなかなか入所していただけないということです。

桐山委員：一時保育もあるのでは。そちらで柔軟に対応はできないのか。

幼児課長：はい、ひと月の間に最大14日利用できます。一時預かりもご案内しておりますが、そちらも利用者がいっぱいな状態です。

桐山委員：一時保育も順番待ちの状況なのか。

幼児課長：そうです、調整しないと明日お願いしたいと言って受けられるような状況ではないです。

前田委員：場所によってはたくさん受け入れておられるところがありますね。

幼児課長：全ての園で一時預かりを実施しているわけではありませんので、一時預かりでしたらA園まで行っていただかなければならないのですが、月14日以内ならお預かりできますというご案内をさせていただいております。それを続けながら空きを待っていただいているというような状況の方もかなりおられます。

教育長：産休や育休の方についての対応というのはどうなっているのか。

幼児課長：産前3か月前から産後6か月までについても保育に欠ける条件になりますので、その時期については入所していただくことは可能です。育休の間につきましては家で保育ができるということでお断りしますが、育休が切れるのでお願いするというような申請もあります。それにつきましては、保育園が定員いっぱい

いで入所できない場合、会社に申し出ると育児休暇の延長が認められる不承諾の通知を欲しいと来庁される方もおられます。

教育長：病気やひと月以上の長期入院などの場合はどうなっているのか。

幼児課長：長期入院であっても月14日以内の一時預かりでの対応ということで、それ以外の日については保護者の方で対応していただくこととなります。

教育長：従前も要綱はあったのですが内部での選考という要綱となっており、ほとんど機能しておらず多様化もしてきており、対応が非常に厳しくなってきましたので、このように明確にして組織をきちっと整備し実施していこうということです。その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり議決された。

議案第37号 平成24年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等の報告書の作成について

委員長は説明を求め、それぞれ各所属長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答等は次のとおり。

松嶋委員：教育委員会の今後の取組みとして、「いじめの被害児童生徒はいじめられていることを自ら伝えられないことが多いことを踏まえ教師が子どもの変化に気づく目を養う・・・」とあるが、具体的にどんなことを年間にどのくらい研修などされているのか。

教育指導課長：教師が目を養うというのは、当然プロですのでなければならぬところではありますが、いじめのとらえ方という部分で、つらい気持ちで生活している子ども達がどんなサインを出しているか、どんな状態なのかということ、いじめのサインを見逃さないよう、事例も含めながら生徒指導の研修等で行っています。また県の方からそういった資料も追々届くと思いますので、それに加えながら進めていきたいと考えております。はっきりはしていませんが、いじめに関する人員の配置につきましては県の施策の中で一定出てくるかもしれません。市で学校にいじめについて対応する職員の配置することにつきましては、予算の関係もあり、市内の校園全体で色々な支援をつけさせてもらう中で、どうしてもうちの学校ではいじめについて支援が欲しいという声が出てきましたら、予算化を検討していきたいと考えております。

桐山委員：評価委員会の所見の中に「小中の英語教育について、英検を活用するなど、目に見える数値目標の設定を行い、成果を検証できる仕組みづくりが必要である。」とあるが、全く同感であり、2億円近いお金をここにつぎ込まれているということで、成果の検証というのは必要だと思う。それに対する教育委員会の今後の取組みとして「成果については小学校を対象とした定期的な実態調査によって把握しているが」とあり、この実態調査というのがどういったものかわからないが、これで検証としては十分なものなのかというのが不明確である。また、この取組みの中で、義務教育の終了時である中学校卒業時の英語能力の向上が目標だというのはわかるのですが、とするならば少なくともその時点で英検など目に

見えるもので成果をはかるようなシステムが必要なのではないか。「英語検定については、検定料が自己負担であり難しい側面があるが」とあるが、草津市だと思うが公費でやっておられるところもあると聞くので、長浜市もこれだけ力を入れているのであれば、先生の方にだけお金をかけるのではなく検証の方にもお金をかけるべきだと思う。

教育指導課長：小学校の検証につきましては、小学校ですので英語のつづりを身につけるまでは求めておりませんが、子ども達のヒアリングの力がどのくらいについているのか、聞き取りの中で中学校において習うような単語まで聞きとることを求めております。聞き取りテストがどのくらい理解できているのか検証しますと、手元に今資料はありませんが、中学校1年生程度の聞き取りの力が、6年生の時点で児童の9割くらいはついていてという成果が出ています。このように中学校段階の力までのヒアリングのテストを行ったり、筆記テストやアンケートを行ったりして評価や検証をしております。

桐山委員：ヒアリング能力は上がると思うのですが、一方で従来の文法などの英語能力が落ちているという話も無きにしも非ずなので、そういった能力よりもとりあえずヒアリング能力を上げることが長浜市としての目標なのか、一体英語の何をどうすることが目標なのかよくわからない。週に1回か2回の授業では中途半端ではあると思うが、英語を聞けば聞くほどヒアリング能力が上がるのは当たり前で、とにかくこんなにお金をかけている割には中途半端なような気が前からしていたので、検証についてはしっかりしないと市民も納得しないのではないかと。英語がしっかりとしゃべれるようになってほしいということは市民の皆の願いであり、本当にそうなっているというのは検証をしないとわからないことなので、ただ教育したらそれでいいというものではなく、検証だけはしっかりとお願いしたい。

梅本委員：英語に限らず、音楽もそうなのですが、ある音楽教室では耳で覚えさせてみんなしっかり覚えるのですが、しかし楽譜が読めない。これは英語と一緒にだと思ってしまうのですが、耳で聞いてわかって単語が分からない、その辺も先生方も理解し、どういうふうに指導したら、両方がうまくいくかということを見なければいけないと思う。ヒアリングだけを伸ばすのではなくて、ヒアリングができたのでそれをしっかり書かすとか両方の効果にしないといけないのでは。親は英語を聞き取れることに喜ぶかもしれないが、実際テストをしてみると楽譜が読めない、単語が書けないという結局0点を取ってしまうので、その辺をやはりしっかりやられた方が良く思う。

教育指導課長：英語教育を小学校では続けていますので、中学校との連携ということで中学校の方でもカリキュラムをしっかりと整えて指導していこうとしています。ご指摘のように中学校であれば文法とか単語の意味とかしっかりと学習して、身に付いたものを更に知識的にも深めていくような、そういった勉強もしているのですが、慣れ親しんだことが今度は知識として繋がっていく部分で若干弱い部分

も出てくるとは思います。英語検定につきましても現在は資格を取りたいと言う子たちが取っています。保護者負担もありますし検証の代わりに必ず受けなさいというわけにもいかない側面もあります。補助を出す云々については、草津市も補助をされており、そのような動きも大切ではないかとの認識のもと、検討をしているところです。

松嶋委員：5、6年生の英語は学習指導要領によると、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら」といった内容になっていると思うが、そこを十分踏まえて中学校との連携を考えて、慣れ親しんだ内容が知識と論理的な学習につながる様に何か工夫をしていかなければならないと思う。繋がり連携ができるようにするためのチェック項目ができないものか。それが論理的な理論づけをするというグラマーにつながると思うが。非常にこれは研究しないと難しいとは思いますが、十分に研究してほしい。

教育長：英語教育につきましては私も同じような見解をもっておりまして、今ほど桐山委員が仰いましたが、本市の小学校の英語教育の成果はどうかということをもう少し明確に何らかのシステムを使って点検評価をしておかなければいけないと思います。今一定我々がやっても英語に慣れ親しむ、具体的に言えば聞く力話す力という意味では高まっていると言えらると思います。これを全国と比較するという意味では、やはり英検というのが日本では定着した手段であるのではないのでしょうか。中学校1年から3年まで公費で英検を受けることにつきましても来年度に向けて検討したらどうかと話をしております。どうなるかわかりませんが草津市の例もありますし、全額が困難なら補助をするという形も考えております。学習意欲を高め、点検評価や学習目標にもなりますので、しっかり検討し、予算の関係もありますので9月の定例会で協議したいと思います。もう一つ、ALTに1億9千万円毎年使っておりますが、財政課の方からももう少し圧縮できないかと数年前から言われております。先般広島市が小学校と中学校にALTを配置していたものを、英語に慣れ親しむのであれば小学校で十分という成果が出ているとの認識のもと、来年度から中学校にはALTを置かず小学校にのみALTを配置することに決められました。このことにつきましては、情報をしっかり集めて検討したいと思います。しかしそうすることによって今度は中学校の英語教育はどうかということですが、私は専門ではないですけれども、なかなか小学校で習った英語をつないでいくことは難しく、単純に考えれば話す聞くの基礎基本は小学校、そして書く読む文法などは中学校という流れになっておりますが、日本語の習得も同じですが聞いて話すようになってきて小学校で文字を覚えて文法を習う、言語の習得とかそういうものはパターンとしてはそのようなものではないかと思えます。あまり難しく考えずに単純明快に行った方がいいと思いますので、そういう中で広島方式は検討の価値はあると思えますので、是非ここで検討して来年から政策化できるものがあれば提示していきたいと考えております。

次にすこやか教育推進課の食育のことですが、保護者の食育に対する意識向上とありますが、今度新学校給食センターができますが、このセンターは食育という観点をもっておりますので、全小中学校につきましては従前どおりにあるのでしようけれども新学校給食センターができたあかつきには隣の南郷里小学校あたりを学校給食関係の食育の研究指定校にして、あのセンターを活用していくことを考えています。また学校図書館の司書について、現在ほとんど全ての学校で朝読書というものをやっておりますが、これは読書の入り口ということで読書時間は10分間ですが、朝読書の目的は何なのか、それが自分で本を読むというところまでどうなっているのかということもありますので、これにつきましても学校にも司書を配置して読書を進めていくという必要があると思います。あとで学力調査の分析について報告がされますが、読み書きの基本的な力にやはり壁があり、そういう点では朝読書から常に読書をするそういうふうな形につないでいくためにも、司書の配置は重要だと思います。手を挙げる学校に、例えば小学校1校、中学校1校に読書教育を推進する指定校にして、まずそこにフルタイムでなくてもいいので司書を配置するような取組みを、もし可能ならば来年度から政策化するために検討をしていきたいと思っております。

桐山委員：通学合宿事業については、私の周りでも評判が良いが、自己点検・評価の方向性において「手段を改善する」となっているが、現状において何か問題があるのか。

生涯学習・文化スポーツ課長：問題があるわけではなく、現状をステップアップしていくというものであります。これも新しい公共の視点といたしまして、地域での共有力を高めていくためには、最初のうちは補助金も含め行政もお手伝いしながら何とかスキーム作りをしていっていただいて、地域の方で取り組めるようにしていきたいと思っております。実際、多くがこのように移行していきっておりますのでさらに推進していきたいと思っておりますが、ただ切り離してしまって突き放すわけではないので、例えば本課の布団が70枚から80枚ありますがそのレンタルですとか、できるだけコストを下げるようなやり方をしながら皆さんの方で実施をしていただくという形をとっております。

桐山委員：やはり息長くやっていくためには、住民の方の力が中心だと思う。

桐山委員：博物館関係で、数値目標等の欄に入館者を長浜城歴史博物館は25万人とか浅井民俗歴史博物館は9万人目指しますとあるが、この半年間で達成できそうか、だいたいどんなものか。

長浜城歴史博物館長：これは23年度の数値目標であり達成度も出ております。例えば長浜城歴史博物館であれば、お江の博覧会もあり目標値を大きく25万人とさせていただきましたが、1月15日～12月4日までで1年間ではありませんけれども、99%の達成で報告させていただいております。

桐山委員：今年は減っているのか。

長浜城歴史博物館長：昨年度比はどの館も減っております。ただ22年度比ですと若干

増えております。

桐山委員：図書館は現在インターネットで予約ができるのか。

長浜図書館長：インターネットでも携帯電話からでも予約ができます。

桐山委員：受け取り場所の指定もできるのか。

長浜図書館長：指定して頂き、用意ができましたら電話で連絡をさせていただきます。

桐山委員：有料データベースの提供とあるが具体的にどのようなものか。

長浜図書館長：これは国立国会図書館などから取り寄せる場合、今、電子化が進んでおりまして、いわゆる電子そのままを取り寄せることはできません。この本のこういう部分を調べたいと言いますと、電子化を文字化して送ってくるわけですが、その文字化をするときにコピー代が必要となってきますので、その費用となります。

その他意見はなく、各委員とも異議なしということで、原案どおり議決された。

5. 協議・報告事項

(1) 平成24年度一般会計補正予算（第3号）について

教育総務課副参事及びすこやか教育推進課長が資料に基づき説明した。

(2) いじめ問題についての取組みについて（教育指導課）

教育指導課長が資料に基づき説明した。

(3) 全国学力学習状況調査の結果について（教育指導課・教育センター）

教育指導課長及び教育センター所長が資料に基づき説明した。

主な質疑応答等は次のとおり。

松嶋委員：年度の比較は個人の比較ではないので、指導がどの程度有効であったかというの抽出児か何かで追っていかなければならないのではないのか。そういう意味で市が独自でやっているものは抽出児をどうするかというところに問題もあると思う。本人の承諾を得るのか、色々難しい問題もあるので、果たしてその手法について成果があるのか手法が非常に効果的であるのか確認していこうと思うと、個人がどのように伸びたのかという追跡しなければならぬのではないのか。そして、そういうことができるのは市独自の学力テストであれば可能ではないかと思うがどうか。

教育センター所長：各学校の方では10年間、平成15年度から継続して行っておりますので、学年全体の集団を追うこともできますし、それぞれの各学校の方では個人データもありますのでそれを積み重ねながら追うことも可能ですので、その点からの分析もお願いしているところであります。

松嶋委員：実際分析もしてもらっているのか。しているのならばその手法をはっきりと報告してほしい。

教育センター所長：実際しているが、問題を毎年変えてありますので同じ問題ではな

いので比較しにくい部分がありますが。

松嶋委員：確かに、学力テストで昨年と今年のを比べたところで問題のレベルが難しいところであるかもしれない。

(4) 県教育長との懇談会について（結果）（教育総務課）
教育総務課副参事が資料に基づき説明した。

(5) 平成 24 年度職員採用試験（保育士・幼稚園教諭職）について（幼児課）
幼児課長が資料に基づき説明した。

6. その他

(1) 桐山委員が挙手により発言

桐山委員：教育委員会の組織のことで、先月怪我により教育部長が休まれていたが、教育部長は教育総務課長と兼任されおり、このように長期で休んだ場合の決裁や代理体制はどうなっているのか。不都合は生じないのか。

教育総務課副参事：決裁権については、教育総務課長の代決権は下の職員である副参事にあります。部長の権限については、通常は課長に代決権がありますので各課長が代決することになってはいますが、教育総務課については上位決裁者の教育長に決裁を受けておりました。休まれた期間については代決処理をしていました。また、教育長までの決裁については後関ということで、後から部長に説明し決裁を受ける形を取っておりました。

教育長：桐山委員がおっしゃった教育委員会の部課長職の兼務については、教育委員会の主管課の課長がいらないというのは組織的にどうなのかと、市長および人事早急に課長を配置してもらいたいと申し出ました。1ヶ月間検討されましたが、今年度はこの体制でいていただきたいと言われましたので了承した次第です。しかし次年度以降主管課の課長が兼職ということはあり得ないと強く申し出をしておきました。

桐山委員：これは市長権限か。

教育長：そうです。これは年度末人事で決定したのですが、これはやはり問題があると私は申し上げました。決して部長がどのということではなく、組織上どうかということです。

桐山委員：それと事務局長ならわかるが、部もないのになぜ部長なのか。

教育長：事務部門の最高責任者を部長として呼んでいます。

教育総務課副参事：長浜市教育委員会の場合、教育部門の理事職と事務部門のトップということで、部はありませんが職名が部長ということになっています。市長部局との関連もありますし、また組織が大きくなってきたこともあり、まとめる者がいるという中で教育長とは別におかれています。また整理をしてご報告させていただきます。

(2) 図書館長が挙手により発言

図書館長：事務局内の決裁は頂いておりますが、臨時休館について報告いたします。
10月6日に市役所の東別館の電気設備点検に伴う停電のために、浅井図書館以外の5つの図書館を臨時休館にさせていただきます。

7. 閉 会

委員長から、本日の委員会会議が全て終了した旨の発言があり、閉会の宣言があった。